

○渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成18年2月20日

条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設に係る法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 当該施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる業務の具体的内容
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 申請することができる団体の要件
- (5) 申請の受付期間
- (6) 申請に必要な書類
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令2条例47・一部改正)

(申請)

第3条 前条の規定による公募に応じて指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に当該施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(令2条例47・一部改正)

(選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

（1） 事業計画書に基づく運営が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

（2） 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準

2 前項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を前条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

（公募によらない選定）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。この場合において、前2条の規定を準用する。

（1） 第3条の規定による申請がなかったとき。

（2） 前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当な団体がなかったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が当該施設の適正な管理を確保するため必要と認めたとき。

（令2条例47・一部改正）

（指定管理者の指定）

第6条 市長は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、当該施設の管理に関し市長と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 管理経費等に関する事項
- (3) 管理業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、指定を受けた期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしないこととなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員若しくは指定管理者の管理する公の施設の業務に従事する者又はこれらの職にあった者は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を渋川市教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(令2条例47・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年渋川市条例第30号）、小野上村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小野上村条例第16号）、子持村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年子持村条例第13号）、赤城村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等を定める条例（平成16年赤城村条例第18号）又は北橋村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年北橋村条例第13号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年12月1日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

○渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行  
規則

平成18年2月20日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年渋川市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く一般に周知することのできる方法により行うものとする。

2 市長が条例第2条第8号の規定により明示する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第3条の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法

(2) 管理を行わせる施設（以下「当該施設」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者（条例第6条の規定により市長が指定する者をいう。以下同じ。）の収入として収受させる場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令3規則26・一部改正)

(指定申請)

第3条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 指定申請は、指定申請書（別記様式）によるものとする。

3 条例第3条に規定する当該施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該施設の指定管理者の指定の予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時の財産目録とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(令3規則26・一部改正)

(選定基準)

第4条 市長は、議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっている団体（公共的団体及び市が出資している法人を除く。）を候補者として選定することができない。

(平18規則186・平19規則33・一部改正)

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第4条又は条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかにその結果を通知しなければならない。

(令3規則26・一部改正)

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野上村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小野上村規則

第13号)、赤城村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年赤城村規則第18号)又は北橘村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年北橘村規則第9号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年5月23日規則第186号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第26号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。